



長野県報

4月14日(月)
平成26年
(2014年)
第2564号

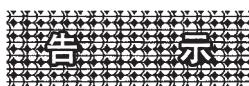
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい者支援課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定(障がい者支援課)	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧(自然保護課)	3
基本測量の終了(建設政策課)	4
公共測量の終了(建設政策課)	4

公告

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案作成のための公聴会の開催(3件)(都市・まちづくり課)	5
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	9
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)	9



長野県告示第219号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

長和町

2 事業の種類

長和町役場新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県小県郡長和町古町字天神下地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

長和町役場新庁舎建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長和町は、新庁舎建設に関する基本的な考え方をとりまとめた「長和町新庁舎建設基本計画」を策定するとともに、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有

している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在、長和町は長門庁舎と和田庁舎の分庁方式で行政運営を行っている。

そのため、長門庁舎には総務課、企画財政課、市民福祉課、会計課が、和田庁舎には産業振興課、建設水道課が設置されており、町民が1つの庁舎で用事を終えることができず、不便な状況となっている。また、行政運営にとっても、分庁方式に伴う事務の非効率や庁舎維持管理費の増大が問題となっている。

長門庁舎は、昭和37年に建設された木造2階建の庁舎であり、エレベーターが無く、バリアフリー化が完全ではないことに加え、庁舎が狭いためにパブリックスペースの確保が困難となっている。また、築後50年が経過していることから老朽化が激しく、防災拠点としての役割を考えると耐震性に不安がある。

和田庁舎は、昭和59年に建設された鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建の庁舎であり、長門庁舎に比べ老朽化は進んでいないが、統一庁舎として利用するにはスペースが不足している。また、長和町全体の交通バランスの面から見ると、旧和田村に寄りすぎている。

本件事業は、上記の問題を解消するために適正な規模の土地を確保して新庁舎の建設を行うものである。

本件事業の実施により、2つの庁舎を統合することで、行政機能が集約されるとともに、町民が一つの庁舎で用事を終わらせることが可能となり、町民サービスの向上が期待できる。また、エレベーターを設置することで、バリアフリー化

が推進され、高齢者や体の不自由な利用者に使いやすい庁舎となる。さらには、庁舎が新設されることで耐震性が向上し、災害時に避難場所や災害対策本部として活用することができるようになり、防災拠点としての機能向上が認められる。

イ 本事業の施行による影響

本事業に係る起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第1項の規定による埋蔵文化財包蔵地として周知されておらず、周りに人家もないことから周囲の環境への影響は少ないと認められるが、庁舎を建設するためには起業地を長和町農業振興地域整備計画により定められた農用地区域から除外する必要がある。

ウ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現状では分庁方式による行政運営により利便性を欠いている。また、バリアフリー化への対応が十

分でないことに加え、庁舎の老朽化により防災拠点としての役割を果たせないといった問題を抱えており、町民サービスの向上を図るためにも、早急かつ計画的な実施が必要であると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長和町役場長門庁舎企画財政課

地域振興課

長野県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人信濃こぶし会	居宅介護事業所すけっと	下伊那郡喬木村6621-6	平成25年6月15日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ストック	ストック事業所	上伊那郡南箕輪村南原8304-206	平成25年7月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
株式会社グッドライフ	ハピネスケア24	松本市惣社515-2	平成25年8月1日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターなかごみ	佐久市中込字中原3696-35	平成25年9月1日	同行援護
特定非営利活動法人コンプタ・キュリア	ヘルパーステーションまがりっこ	安曇野市堀金烏川2074-1	平成26年1月16日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
エクセレントライフサービス株式会社	エクセレントライフサービス	茅野市北山5513-159	平成26年2月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター駒ヶ根	駒ヶ根市中央4番8号呉本ビル1F	平成26年2月16日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
株式会社ツクイ	ツクイ松本	松本市井川城3-4-43	平成26年3月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ひまわり福祉サービス	ひまわり福祉サービス	諏訪市上川1丁目1662	平成25年8月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	障がい者就労センターには	松本市波田9801番地8	平成25年8月1日	就労継続支援B型

特定非営利活動法人信州元気塾	ほっとタイム常田	上田市常田1丁目3-19	平成25年8月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人あゆみ	ひよこはうす	東筑摩郡山形村7047番地	平成25年10月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人親愛の里	親愛の里夢工房	下伊那郡宮田村3180-4番地	平成25年10月1日	生活介護 自立訓練(生活訓練)
特定非営利活動法人やればできる	チャレンジセンター笑顔の時間	上伊那郡南箕輪村109番地 ワシペアマンション103号	平成25年11月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人エリスン	塩田館	上田市保野114番地	平成25年12月1日	就労継続支援B型
株式会社HERO	ヒーローサポート	松本市市場2番17号	平成26年1月1日	就労継続支援A型
株式会社ハートフル松本FVP	ハートフル松本FVP	松本市大字島立2267番地	平成26年2月1日	就労継続支援A型
特定非営利活動法人うえだ中央会	ハートNET	上田市天神2丁目4番地55	平成26年3月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人ひまわりの丘	生活介護施設 ひまわりの丘	東御市布下617-1	平成26年3月16日	生活介護

障がい者支援課

長野県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	地域相談支援の種類
社会福祉法人辰野町社会福祉協議会	辰野町社協指定相談支援事業所	上伊那郡辰野町大字伊那富2681番地1	平成25年8月1日	地域移行 地域定着
社会福祉法人林檎の里	相談支援室 あおぞら	上水内郡飯綱町大字牟礼522番地1	平成26年3月1日	地域移行 地域定着
特定非営利活動法人須高地域総合支援センター	須高地域総合支援センター	須坂市大字須坂344番地3	平成26年4月1日	地域移行 地域定着

障がい者支援課

長野県告示第222号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、ツツモリソウに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課、各地方事務所行政情報コーナー及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部守一

1 対象とする種

ツツモリソウ : Cypripedium macranthos var.speciosum

2 事業の目標

(1) 短期の目標

短期の目標として、ツツモリソウの置かれている現状を踏まえ、「探し、守り、育て、広げる」をキーワードに次の取組を促進する。

ア 平成25年度に確認されている生育数の維持

イ 新たな自生個体発見のための再調査や保全活動等への協力
者の掘り起こし

- ウ 生育地における盗掘・ニホンジカ食害防止対策の継続と生育環境の改善
 - エ 関係機関の有する情報等の共有化と連携強化
 - オ 保全活動の基盤となる県民等への普及啓発
- (2) 中・長期の目標

人材の育成や自生地の保全など、アツモリソウ保全の取組を更に強化する。

アツモリソウの無菌培養や遺伝子解析の取組に関する情報収集を進めるとともに、研究等の進捗状況に応じて長期的な保全対策として現在の生育地や過去の生育地への植え戻しの取組を具体的に検討する。

また、無菌培養による増殖個体の流通に関する考え方についても、技術開発の状況を踏まえながら検討することとする。

3 事業の区域

県内における本種の生育地域及び過去の生育地

4 保護回復のために取り組むべき事項

- (1) 短期的な取組
 - ア 協力者の掘り起こしと過去の生育地等の再調査
 - イ 自生地の保全
 - ウ 関係機関との連携強化
 - エ 生育地回復の研究等に関する情報収集
- (2) 中・長期的な取組
 - ア 増殖個体による生育地回復の検討
 - イ 増殖個体の流通に関する考え方の整理
 - ウ 人材育成とネットワーク化
 - エ 協力体制の確立と取組の強化

自然保護課

長野県告示第223号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2 作業期間
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第224号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、地形図作成）
- 2 作業期間
平成25年11月14日から平成26年3月14日まで
- 3 作業地域
木曽郡木祖村

建設政策課